

告 示

埼玉県告示第三百三十五号

平成二十七年埼玉県告示第六百二十五号で公示した基本測量は、平成二十八年二月二十六日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司